

「太田市ことばとこころを育てる親の会」入会案内

<親の会とは？>

通級指導教室に通級する子どもと保護者が、「一人で悩むよりも、みんなで話し合い、互いによりよい方向を見いだしていこう」というのがこの会の趣旨です。

太田市内の通級指導教室に通級する子どもの保護者とこの会の趣旨に賛同する保護者が入会しています。

「親の会」(略称)では、学習会等の行事の開催や会報・「親と子の作品集」などの発行をしています。また、「群馬県ことばを育てる親の会」主催行事への参加も可能です。

趣旨にご賛同いただける方のご参加をお待ちしております。

会長 柿崎 加奈子

<入会方法は？>

会費は年間1000円で、1年を前期・後期に分けて500円ずつ納入します。

担当の先生と金額をお確かめの上、封筒に必要事項を記入し、会費を添えてお申し込みください。追って、会報などをお送り致します。

<会則は？>

「太田市ことばとこころを育てる親の会」会則

- 1 条 この会は、「太田市ことばとこころを育てる親の会」とよぶ。(略称 親の会)
- 2 条 この会の事務局は、太田市立中央小学校相談指導室内におく。
(太田市飯田町1166番地 電話 45-2301)
- 3 条 この会は、太田市内の通級指導教室に通級する子どもの保護者が、お互いに手を結んで悩みや問題を解決するために、また、広く社会の人々の正しい理解と協力を得るために必要な仕事を果たすことを目的とする。
- 4 条 この会は、前条の目的を達成するために、次のような事業を行う。
 1. 学習会、懇談会、茶話会の開催。
 2. 会報、パンフレット、「親と子の作品集」などの発行。
 3. 会の目的を果たすために必要な事業(行事)と外部団体行事への参加・協力。
- 5 条 通級指導教室に通級する子どもの保護者、またはこの会の趣旨に賛同する保護者を会員とする。なお、その指導職員は、特別会員とする。
- 6 条 会費は、半期500円とし、1年を2期に分けて納入する。
- 7 条 本会には次の役員をおく。

1. 会長	1名	2. 副会長	若干名	3. 書記	若干名
4. 会計	2名	5. 会計監査	1名	6. 顧問	若干名
- 8 条 役員を選出は事務局で選出し、役員会で決定する。
- 9 条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 10 条 役員は役員会を構成し、第4条の企画・運営にあたり、紙面開催による総会で報告する。
- 11 条 この会の運営費は、会費・助成金などによる。
- 12 条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 13 条 この会則は、平成20年4月16日より適用する。
※令和5年度、6条8条10条の改訂
(会費の減額、役員事務局選出及び役員会で決定、総会は紙面開催で報告)